

令和7年度第1回 徳島県最低賃金専門部会議事要旨

1 開催日時、場所

日時 令和7年8月21日（木） 午前10時00分～午前11時55分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室（徳島労働局）
（徳島市徳島町城内6-6）

2 出席者

（公益委員）	稲倉委員	段野委員	米澤委員
（労側委員）	川口委員	三木委員	南委員
（使側委員）	五島委員	中村委員	脇田委員

3 議事要旨

（1）部会長に段野委員、部会長代理に稲倉委員を選出した。

（2）徳島県最低賃金改正について、審議が行われた。審議を始めるに当たり、段野会長から、昨年度と同様、各都道府県のデータと、昨年度からの変化を見ながら、徳島県の「立ち位置」にふさわしい最低賃金はどうかあるべきなのかということも踏まえて審議を進めたいとの御発言があった。

各委員の主張は下記のとおりである。

労側

○ 中央の目安の算出根拠や徳島の「立ち位置」も踏まえた上で、総合的に考えていきたい。昨年的大幅な引上げで徳島が注目されているが、注目されているからでなく、今後の徳島がどうなっていくのか、（そこから考えて）現状どうあるべきかを主眼に議論を行っていきたいと考えている。

使側

○ 最賃の急激な引上げは財政基盤の弱い企業への影響が大きく、最賃近傍で働いている者でそうした企業で雇用されているケースも多いと考えられることから、労働市場が不安定になるおそれがあることを念頭に考えていく必要がある。

また、これまでの資料を見ると製造業より小売業や飲食業等の非製造業において価格転嫁が困難なことから、最賃引上げの影響は大きいのではないかと考えている。更に、徳島の賃金分布を表している資料を見ると、昨年とは異なり、最賃近傍の額に大きな山があり、今年の引上げによりこの山を跨ぐことが考えられるため、大きな影響が出ることが懸念され、仮に目安額どおりの63円の引上げの場合では影響率は3割近くになることが予想され、事業者にとって負担は大きいと考えている。

○ 先ほど目安について示されたが、生計費に関する指標である消費者物価

指数については、これまで「持家の帰属家賃を除く総合」のデータを基準に目安審議が行われてきたが、目安にある「頻繁に購入」する品目等の4つが勘案されたことにより「生計費」に係るデータに特に重きを置いた結果となっており、法第9条に規定の三要素のバランスが崩れてきたと感じるところである。

方や、「賃金支払能力」に関して小規模事業者に関するデータが無いということは使用者側にとって弱いところであるが、「賃金改定状況調査」が各企業の実際の支払い能力等も勘案して賃金の改定がされた結果を表していると見るならば、同調査の第4表の数値ももう少し重視すべきではないかと考える。

昨年度、+84円という大幅な最賃上げを行い、徳島の全国的立ち位置がリセットされた後の初年度であることから、今年どうするかは、ある意味、昨年度より大事、方向性を示すものとして、上げ幅、スピードは注視してしっかりとした審議が必要となる。

中小企業は人材流出を防ぐための防衛的賃上げがほとんどと思われるが、昨年的大幅な引上げによって、そのような一時的な賃上げではいけないという危機感を、徳島の事業者は持ったと思われる。生産性向上に効果があるかどうかははっきりとは分からないが、もっと予見性をもって経営をしていかなければならないという意識の転換の効果はあったと考えている。今年度は前向きな賃上げに向けてしっかり、慎重に、丁寧な議論を重ねたいと考えている。

- 現実的な話で、コンビニ経営においてアルバイト雇用は最低賃金近傍であることが多いが、最低賃金上がることによる対応の為、オーナーの労働時間を含めた負担が大きくなっている。当商工会においても6月だけで4件の退会者が出ている。小規模事業者においては価格転嫁も思うように進んでいない状況も踏まえると賃金の急激で大幅な引上げは致命的である。また徳島県は直近の県内総生産が全国で43位であるにもかかわらず、最低賃金はBランクの27位と突出していることに違和感がある。

労側

- 昨年度も物価高、人出不足の中、労使ともに最賃の引上げの必要性を感じながら審議を行ってきたところだが、この物価高の中、働き方を選べない、具体的には一人親であったり、障害のある労働者の方からは本当に切実な声が上がっているのも事実である。使側委員のご主張についても理解できるが、最賃近傍であったとしても自分にあった好きな仕事であることから勤務を継続している方もいる中、昨今の物価高でどうにもならないところまで来ていることが一つ。

昨年的大幅な引上げを切っ掛けに好い話も出ている。具体的には、企業

内で労使の意見を出し合い、初任給が上がり、逆転が起きないように、労使で生産性向上の取組を図るようになった事例や、最賃が社会的に注目を集めることで、価格転嫁の交渉材料とすることが出来た等の意見も出ている。低すぎた徳島の最低賃金がやっと徳島に見合った金額に近づいたということで、今年も精一杯の審議を尽くしていかなければならないと考えている。

- 前回の本審において県内の「大学生のアルバイト労働に関する意識調査結果」について報告をしたところだが、回答者のうち県内出身者の半数の方が県内就職を希望するとの回答があり、県内就職を希望しないとの回答は約2割、残りの3割は不明であった。今後の徳島を担う若い方が徳島で働くために前向きになれる最低賃金を考えていく必要があり、徳島で働き続けられる環境を作っていくための議論をしていきたいと考えている。

- 段野会長から、この後は、必要に応じ個別協議を進めながら全会一致を目指して審議を進めたい旨、また労使双方に具体の額と根拠を伺いたい旨、御発言があった。各委員の主張は次のとおりである。

労側

- 委員の方々にお配りしている連合（本部）のリビングウェイズは、埼玉県を100として、各地域の労働者が実際に生活をしていく上で必要な金額を算出しているものである。徳島県においては自動車保有が不可欠であることから、時間額1,440円が必要となる。現在の徳島県の最賃980円との間に460円の差があり、この差を4年間で解消していきたいと考えていることから、今年目は目安プラス52円の115円の引上げを求めることを考えている。

使側

- 最賃は、賃上げの恩恵を受けにくい一般的賃金水準よりも相当程度低位にある労働者の労働条件の改善を図る為の制度であるから、賃金相場の上昇を反映する形で見直しを行うことは一定の経済的合理性があると考えている。法定の三要素が全て勘案されている賃金改定状況調査の第4表③におけるBランクのパート労働者の賃金上昇率が3.6%であることから、徳島県の最賃980円の3.6%である35円の引上げを求めることを考えている。

（隔たりを踏まえ、「公益・労側」、「公益・使側」の順に二者協議に入る）

公益

- 二者協議の結果、労側におきましては歩み寄っていただき115円から92円に、使側におきましては当初から変更はなく35円というご意見を伺っている。

各側の主張になお隔たりがあることから、本日は各側持ち帰っていただ

き次回までに歩み寄りの検討をお願いします。

4 次回開催

令和7年8月28日（木）午後1時から第2回地賃専門部会を開催することとされた。（徳島地方合同庁舎6階会議室）